

第3次山辺町障がい者計画

令和5年3月
山辺町

目 次

第1章 計画の基本的理念等

1	計画策定の意義	1
2	計画に係る法令の根拠	1
3	目的及び特色	2
4	計画の概要	3
	(1) 基本理念	3
	(2) 主要施策	3

第2章 障がい者の状況

1	人口動態	6
2	身体障がい者の現状	6
3	知的障がい者の現状	8
4	精神障がい者の現状	9

第3章 施策の展開

1	生活支援	10
	(1) 相談支援及び生活支援体制の整備	10
	(2) 在宅サービスの充実	15
	(3) サービスの質の向上	16
	(4) 人材の養成	16
2	保健・医療	17
	(1) 障がいの原因となる疾病の予防・治療	17
	(2) 障がいに対する適切な保健・医療サービスの充実	17
	(3) 精神保健医療施策の推進	18
3	生活環境	19
	(1) バリアフリー化の推進	19
	(2) 安全な交通の確保及び公共交通の利用促進	19
4	教育・育成	20
	(1) 相談体制の構築	20
	(2) 専門機関の機能の充実	20
	(3) 指導力向上の推進	20
	(4) 社会的、職業的自立の促進	20
	(5) 施設のバリアフリー化の推進	20

（6）スポーツ、文化芸術活動の振興	20
（7）家族支援の推進	20
5 雇用・就労	22
（1）障がい者の雇用の場の拡充	22
（2）総合的な支援策の推進	22
6 啓発・広報	24
（1）啓発・広報活動	24
（2）福祉教育等の推進	24
（3）地域福祉活動の充実	25
（4）心のバリアフリー化の推進	25
7 情報・コミュニケーション	26
（1）情報提供の充実	26
（2）コミュニケーション支援体制の充実	26
8 安全・安心	27
（1）避難行動要支援者名簿の整備	27
（2）情報伝達における配慮	27
（3）避難所における配慮	27
（4）消費者トラブルの防止	27
9 差別解消・権利擁護	28
（1）差別解消の推進	28
（2）雇用分野における差別の解消	28
（3）権利擁護の推進	28
（4）行政サービス等の充実	28

第4章 計画の推進体制

1 推進体制の整備	29
2 進行管理	29
3 計画の期間	29

第5章 資料編

第1章 計画の基本的理念等

1. 計画策定の意義

近年、障がい者の福祉を取り巻く状況は、社会・経済環境の変化や、生活様式の多様化など大きく変化しています。そんななか、障がい者が可能な限り地域の中で自立した生活が送れるように生活基盤を築き、生きがいを持って生活できるようになることが望まれます。

法律の面では平成28年4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(以下「障害者差別解消法」という。)が施行されたほか、「障害者の雇用の促進等に関する法律」(以下「障害者雇用促進法」という。)の改正や「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(以下「障害者総合支援法」という。)及び児童福祉法の一部改正、令和元年6月に「障害者雇用促進法」の改正など、様々な法制度の改正が施行され、国内における法整備が進められました。

また、国では障害者基本法に基づき平成30年度からの5年間を計画期間とした「第4次障害者基本計画」が策定されました。この計画は、「障害者基本法」等を踏まえたうえで、基本的な方向として、すべての人々が障がいの有無に関わらず相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会の実現とともに、「一人ひとりの命の重さは障害の有無によって少しも変わることがない」という当たり前の価値観を国民全体で共有できる社会、あらゆる場面で誰もが活躍できる社会、障害者施策が国民の安全や社会経済の進歩に繋がる社会、の実現も同時に目指すものです。

さらに、山形県では平成28年に「山形県障がいのある人もない人も共に生きる社会づくり条例」を制定し、令和元年8月には「第5次山形県障がい者計画」が策定されています。

このような全国的な動向を踏まえ、本町でもこれまで推進してきた障がい福祉施策の成果を引き継ぎ、さらなる充実・発展を目指して「第3次山辺町障がい者計画」を策定するものです。

2. 計画に係る法令の根拠

本計画は、本町の障がい者施策を総合的に推進するための基本的な指針となるもので、「障害者基本法」第11条第3項に規定する市町村障害者計画であるとともに、「山辺町総合計画」の個別分野として位置づけられるものであり、国の「障害者基本計画」等を踏まえ、障がい者の福祉・医療・保

健・教育・就労・まちづくり等の具体的施策の方向性を定めた令和9年度（2027年度）までの計画です。

3. 目的及び特色

本計画は、障がいの有無に関わらず、町民として質の高い生活の実現を目指し、あらゆる場面で基本的人権が保障される社会の実現を目的とします。

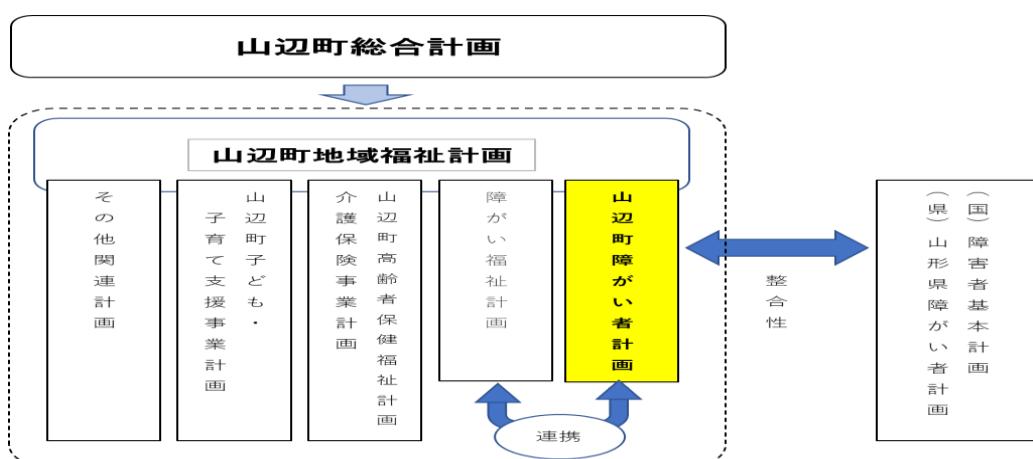
「障がい者」とは年齢に関わりなく、身体障がい、知的障がい、精神障がい、難病及び発達障がい等に起因する身体または精神上の障がいのある方で、長期にわたり生活上の支障がある方とします。（福祉サービス等の制度上特に必要がある場合は、18歳未満の障がい者を「障がい児」と、精神に障がいのある方を「精神障がい者」と表記します。）

また、本計画は「山辺町地域福祉計画」をはじめ、本町における他の計画との整合性を併せもつものです。

【計画期間】

【計画期間】									
令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)	令和12年度 (2030)
第5次山辺町総合計画						第6次山辺町総合計画			
第2次山辺町地域福祉計画		第3次山辺町地域福祉計画				第4次山辺町地域福祉計画			
第2次山辺町障がい者計画		第3次山辺町障がい者計画				第4次山辺町障がい者計画			
山辺町高齢者保健福祉計画 第8期山辺町介護保険事業計画		山辺町高齢者保健福祉計画 第9期山辺町介護保険事業計画		山辺町高齢者保健福祉計画 第10期山辺町介護保険事業計画		次期計画			
山辺町子ども・子育て支援事業計画					第2次山辺町子ども・子育て支援事業計画				

【計画の位置づけ】



4. 計画の概要

(1) 基本理念

障がい者計画の根底にある「共生社会の実現に向け、障がい者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現を支援する社会の実現」という理念を基本とし、前計画の基本理念を継承しながら地域での支援の充実、自立と社会参加の促進を目指します。

障がいの有無にかかわらず、一人ひとりが活き活きと、
自らが望む地域で、相互に人格と個性を尊重し、
支え合いながら共に生きる社会の実現

(2) 主要施策

生活支援

障がい者やその家族等が身近なところで相談が受けられ、サービスの利用が円滑に行われるよう、相談支援体制を整備していきます。また、障がい者の自立した生活と社会参加を促進するための基盤として、障がい者の自己決定と自己選択が尊重され、福祉サービスが効果的に提供される体制を整えていきます。

保健・医療

日常的な健康管理や医療サービスは、障がい者の地域生活を支える基盤となるものです。しかし、高齢化が進む中、それらの一層の充実が求められていることから早期の疾病の発見や障がいに関する相談、日常の健康管理を支援する体制を充実し、乳幼児から中高年まで、各年代に応じた保健予防・健康づくりを推進します。

リハビリテーションについては、障がい者の自立支援と社会参加に向けて、保健・医療・福祉・教育等から、活動の充実に努めます。また、精神保健分野における精神保健福祉の充実に努めます。

生活環境

障がい者が地域社会で自立した生活を維持するには、社会的環境を整え自立生活を維持できるよう、地域全体で支援することが重要であることから、一人ひとりの障がい者がおかれている環境を把握し、障がい者の身体状況や精神面に配慮した、住みよい生活環境の整備に努めます。

また、障がい者が気軽に社会参加できるよう身近なところからバリアフリー化を進めるとともに、交通の確保や利用促進を図ります。

教育・育成

障がいのある児童生徒が可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加していく力を育てるよう、成長や発達段階において、一人ひとりのニーズに応じたきめ細やかな支援や乳幼児期から学校卒業まで一貫した計画的で最も適切な教育・育成に努めます。また、その家族（介護者）を支援するため、福祉、教育等の関係機関が連携し適切な支援に努めます。

雇用・就労

障がい者が自立した生活を送るため、一人ひとりの適正や能力に応じた職業紹介ができる公共職業安定所（ハローワーク）等との連携に努めるとともに、障がい者が安心して働くことができる職場環境や就労促進と職場定着を働きかけ、労働、福祉、教育等の関係機関と有機的な連携を進め、就労に関する相談、支援が行える体制の整備に努めます。

啓発・広報

障がいの有無に関わらず安心して生活できる平等な社会を築くためには、町民一人ひとりが障がいや障がい者への正しい理解と認識をもつことが重要であることから、福祉教育や啓発活動を積極的に推進していきます。

また、地域の資源を活用するため、ボランティア等の協力を得ながら活動の場や機会を提供できるよう努めるとともに、ボランティアの養成、育成に努めます。

情報・コミュニケーション

障がい者がITを利用する機会や習得する機会の確保に努めるとともに、情報格差の解消を図っていきます。

また、視覚障がい者や聴覚障がい者などコミュニケーションの方法に制約を受ける障がい者が、地域で自立した生活を送れるようにするために、コミュニケーション手段を確保するとともに、必要な情報が短時間で入手できるよう支援していきます。

安全・安心

災害発生、または災害のおそれがある場合に、障がいの特性に応じた情報伝達を図るとともに、障がい者に対する適切な避難支援ができるよう体

制の整備を推進していきます。

また、障がい者が安心して地域で生活していくよう、防犯、消費者トラブルについて、関係機関と協力して対応していきます。

差別解消・権利擁護

平成28年4月から施行された「障害者差別解消法」に基づき、何人も障がいの有無によって差別されることなく、相互に人格と個性を尊重しながら共生できる社会の実現を目指します。

また、行政機関においては必要な研修等を行い、職員の障がい者理解を深めていきます。

第2章 障がい者の状況

1. 人口動態

令和4年3月末時点における本町の総人口は13,824人で令和2年の同月と比較すると150人減少しており、世帯数は3世帯増加しております。1世帯あたりの人員は減少傾向にあり、出生率の低下や社会経済の変化によるものが要因と考えられます。

一方、年齢別人口では、18歳未満が1,975人、65歳以上の高齢者は4,752人となっており、高齢者の数は増加しております。なお、令和4年3月末時点の高齢化率は、34.4%となっています。

(人口の推移)

区分	令和元年度末	令和2年度末	令和3年度末
総人口	14,157	13,974	13,824
うち18歳未満	2,094	2,029	1,975
うち65歳以上	4,728	4,751	4,752
世帯数	4,838	4,823	4,826
1世帯あたりの人員	2.9	2.89	2.86

(住民基本台帳人口)

2. 身体障がい者の現状

本町の身体障がい者数（身体障害者手帳所持者）は、令和4年3月31日現在で、623人です。年齢区分別では18歳未満が7人(1.1%)、18歳～64歳が124人(19.9%)、65歳以上が492人(79.0%)と、高齢者が約80%を占めています。

また、障がいの程度別では、1級159人(25.5%)、2級68人(10.9%)、3級84人(13.5%)、4級200人(32.1%)、5級73人(11.7%)、6級39人(6.2%)と、1級・2級の重度障がい者で約35%を占めています。

障がいの種類別では、肢体不自由が362人(58.1%)と60%近くを占めており、以下、内部障がい[※]178人(28.6%)、聴覚障がい52人(8.3%)、視覚障がい27人(4.3%)、音声・言語・そしゃく機能障がいが4人(約0.7%)となっています。

※内部障がい……内臓機能の障害。身体障害者福祉法では心臓、腎臓、呼吸器、膀胱・直腸、小腸、肝臓の機能障害とHIVによる免疫機能障害の7つ。

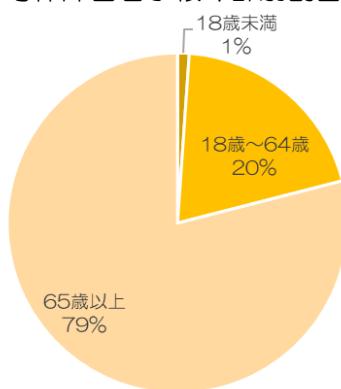
○身体障害者手帳所持者等級別構成

等 級	令和元年度末	令和2年度末	令和3年度末
1 級	164人	160人	159人
2 級	69人	72人	68人
3 級	92人	87人	84人
4 級	218人	210人	200人
5 級	84人	76人	73人
6 級	34人	37人	39人
計	661人	642人	623人

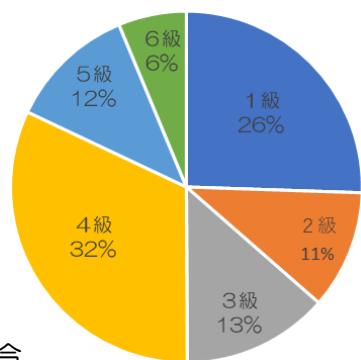
○身体障害者手帳所持者障がい種類別構成

種 別	令和元年度末	令和2年度末	令和3年度末
視覚障がい	26人	26人	27人
聴覚障がい	53人	53人	52人
音声・言語そしやく機能障がい	4人	4人	4人
肢体不自由	395人	377人	362人
内部障がい	183人	182人	178人
計	661人	642人	623人
総人口に占める割合	4.7%	4.6%	4.5%

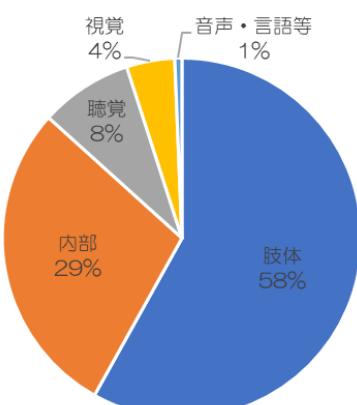
身体障害者手帳年齢別割合



身体障害者手帳等級別割合



身体障害者手帳種別割合



グラフについては、令和3年度末時点の人数で、整数値になるよう割合を調整しております。

3. 知的障がい者の現状

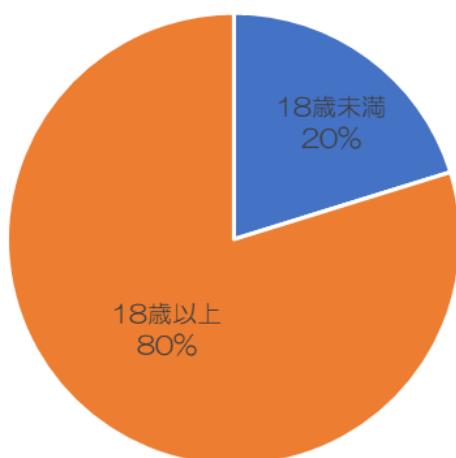
本町の知的障がい者数（療育手帳所持者）は、令和4年3月31日現在で、99人となっており、このうち18歳未満が20人(20.2%)、18歳以上が79人(79.8%)となっています。

障がいの程度別では、A（重度）が34人(34.3%)、B（中程度）65人(65.7%)となっています。

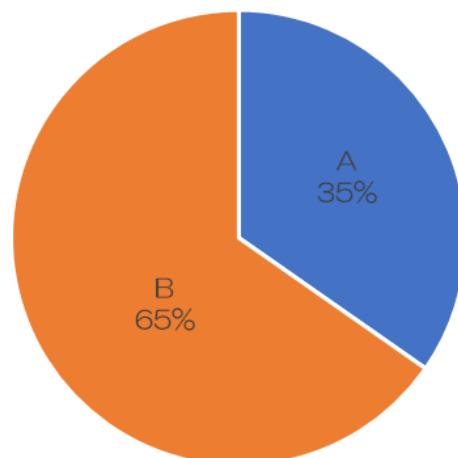
○知的障がい者（療育手帳所持者）数

		令和元年度末	令和2年度末	令和3年度末
A（重度）	児 者	8人	7人	8人
	計	27人	27人	26人
	計	35人	34人	34人
B（中程度）	児 者	12人	10人	12人
	計	55人	53人	53人
	計	67人	63人	65人
計	児 者	20人	17人	20人
	計	82人	80人	79人
	計	102人	97人	99人
総人口に占める割合		0.7%	0.7%	0.7%

療育手帳年齢別割合



療育手帳種別割合



グラフについては、令和3年度末時点の人数で、整数値になるよう割合を調整しております。

4. 精神障がい者の現状

本町の精神障がい者数（精神障害者保健福祉手帳所持者）は、令和4年3月31日現在で、84人となっており、1級13人(15.5%)、2級41人(48.8%)、3級30人(35.7%)となっています。

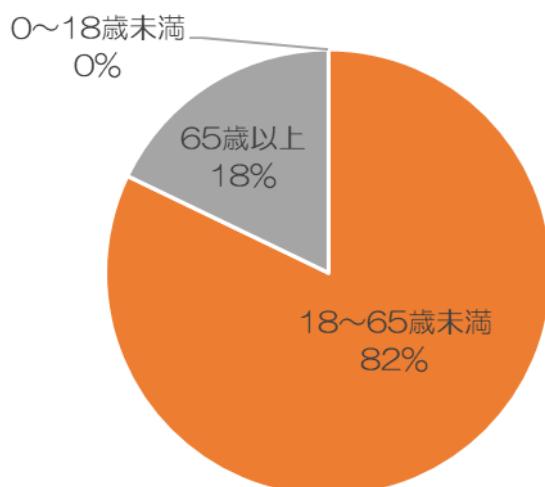
また、自立支援医療（精神通院医療）受給者は154人となっています。

○精神障がい者（精神障害者保健福祉手帳所持者）数

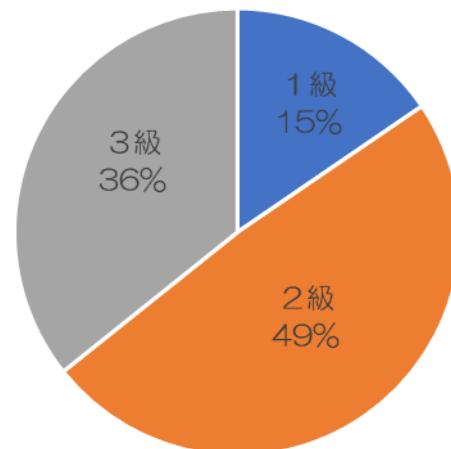
等 級	令和元年度末	令和2年度末	令和3年度末
1 級	14人	13人	13人
2 級	37人	39人	41人
3 級	24人	31人	30人
計	75人	83人	84人
総人口に占める割合	0.5%	0.6%	0.6%
自立支援医療（精神通院医療）受給者	150人	158人	154人
総人口に占める割合	1%	1.1%	1.1%

※精神通院医療は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する統合失調症、精神作用物質による急性中毒、その他の精神疾患（てんかんを含む。）を有する者で、通院による精神医療を継続的に要する病状にある者に対し、その通院医療に係る自立支援医療費の支給を行うものです。申請の際に精神障害者保健福祉手帳は必要ありません。

精神障害者保健福祉手帳年齢別割合



精神保健福祉手帳種別割合



グラフについては、令和3年度末時点の人数で、整数値になるよう割合を調整しております。

第3章 施策の展開

1.生活支援

現状と課題

障がい者が地域社会の一員として人権が尊重され、安心して生活ができるよう、自己決定と自己選択を基本に、住み慣れた地域の中で生活し、社会参加ができるような環境づくりが求められています。

また、地域における障がい者の自立した生活を支えるため、町、相談支援事業所、山辺町社会福祉協議会、障がい者相談員など、身近な相談、支援体制の充実や障がい者の権利擁護の推進を図る必要があります。

アンケートでは、前回同様に、障がいについて相談をする相手が、家族や親族との回答が多くみられますが、そもそも相談する相手がないとの回答もみられます。また、多くの方が将来自宅で暮らしていくことを希望しており、地域で生活していくための土台づくりが必要となります。成年後見制度については、半数近くが制度を知らないと回答しています。

基本方針と重点施策

利用者本位に基づき、相談支援等を利用しながら、一人ひとりの多様なニーズに対応する生活支援体制の整備、サービスの量的・質的な充実に努め、障がい者に対して豊かな地域生活の実現に向けた体制を整えていきます。

施策の展開

(1) 相談支援及び生活支援体制の整備

- ① 身近な相談、支援体制を構築するため、各種の生活支援事業を中心として、指定相談支援事業所等と連携しながら、より効果的な福祉体制の整備に努めます。
- ② 町で委嘱した身体障がい者相談員並びに知的障がい者相談員制度の周知を図るとともに、地域で生活する障がい者の多様なニーズに対応できるよう、関係機関及び専門的相談機関との連絡体制を構築します。
- ③ 障がい者で判断能力が十分でない方の状況等を把握し、成年後見制度の円滑な利用促進、周知を図ります。また、必要な支援制度の活用により、成年後見制度を利用しやすいような体制の整備に努めます。

- ④ 障がい者団体が実施する活動の支援や障がい者本人とその家族等介護者の相談、研修活動等の支援に努めます。また、社会資源であるボランティア活動の促進を図るとともに、障がい者本人によるボランティア活動を支援します。
- ⑤ 本町の障がい者の相談、助言及び関係機関との連携強化のための「山辺町地域自立支援協議会」の運営活性化を図っていきます。
- ⑥ 以下に掲げる障がい福祉サービスについて、「山辺町障がい福祉計画」において、計画的に提供できるよう取り組んでいきます。

【介護給付】

	サービス名	内 容
訪問系	居宅介護	居宅において入浴、排泄又は食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたるサービスが受けられるよう支援します。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者であって常時介護を必要とする障がい者に対して、居宅における入浴、排泄又は食事の介護などに加え、外出時の移動中の介護を総合的に行えるようホームヘルプサービスの提供を受けられるよう支援します。
	同行援護	重度の視覚障がいにより移動が困難な人に、外出時に同行して移動に必要な情報の提供及び移動の援助などを受けられるよう支援を行います。
	行動援護	知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者であって常時介護を必要とする者に対して、当該障がい者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援助、外出時における移動中の介護等を受けられるよう支援します。
	重度障害者等 包括支援	常時介護を要する障がい者であって、その介護の必要な程度が著しく高い者に対して、居宅介護等の障がい福祉サービスを包括的に受けられるよう支援します。

	サービス名	内 容
日中活動系	短期入所	居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障がい者支援施設等への短期間の入所を必要とする障がい者に対して、当該施設に短期間の入所をさせ、入浴、排泄又は食事の介護等を受けられるよう支援します。
	療養介護	医療を要する障がい者であって常時介護を必要とする者に対して、主として居室において、病院等において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の援助が受けられるよう支援します。 
	生活介護	常時介護を必要とする障がい者に対して、主として居室において、障がい者支援施設等において行われる入浴、排泄又は食事の介護、創意的活動又は生産活動の機会の提供等が受けられるよう支援します。

	サービス名	内 容
施設系	施設入所支援	施設に入所する障がい者に対して、主として夜間において、入浴、排泄又は食事の介護等が受けられるよう支援します。

【訓練給付】

	サービス名	内 容
居住系	自立生活 援助	施設やグループホーム等を利用していた障がい者に対して、定期的に自宅を訪問し、生活や体調、課題を確認したうえで、必要な助言や関係機関との連絡調整等を行ないます。
	共同生活 援助	地域において共同生活を営むのに支障のない障がい者につき、主として夜間において、共同生活を行う住居において相談その他の日常生活上の援助を受けられるよう支援します。

	サービス名	内 容
訓練系 ・就労系	自立訓練 (機能訓練・ 生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練等を支援します。
	就労移行 支援	就労を希望する障がい者に対して、一定期間、生産活動及びその他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために訓練等が受けられるよう支援します。
	就労継続 支援 (A型・ B型)	通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者に対し、就労の機会を提供するとともに、生産活動及びその他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために訓練等が受けられるよう支援します。 
	就労定着 支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がい者に対し、企業や自宅等へ訪問することにより、生活や体調管理などの指導や助言を行います。

【相談支援事業】

	サービス名	内 容
相 談 支 援 系	計画相談支援 障害児相談支援	障がい福祉サービス等を申請した障がい者を対象に、利用計画を作成し、利用者本人の自立した生活を支え、本人の抱える課題の解決や適切なサービスの利用に向けて支援します。
	地域移行 支援	障がい者支援施設に入所または精神科病院に入院している障がい者に対して、住居の確保及び地域での生活に移行できるように、相談等の必要な援助を受けられるよう支援します。
	地域定着 支援	常時、連絡体制を確保し障がいの特性に起因して生じた緊急事態等における相談、事業所との連絡体制等、緊急時について支援します。

【障がい児支援】

	サービス名	内 容
障 が い 児 通 所 系	児童発達 支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを受けられるよう支援します。
	医療型児童 発達支援	上肢・下肢・体幹の機能の障がいがある児童を対象に、日常生活における基本的動作及び知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを受けられるように支援します。
	居宅訪問型 児童発達支援	重症心身障がい児など重度の障がい等のため外出が著しく困難な障がい児に、居宅を訪問して発達支援の提供を行います。
	放課後等デイ サービス	学校に通学中の障がい児を対象に、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練などを受けられるよう支援します。
	保育所等訪 問支援	保育所に通う障がい児に対して、当該施設を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援をします。

【その他】

サービス名	内 容
自立支援医療	障がい者の適正医療の普及と機能回復等のために制度の周知と普及に努めます。
補装具	補装具は、身体の欠損又は失われた身体機能を補完、代替するもの、かつ、長期間にわたり継続して使用するもので、それぞれの障がい者に対して設計、加工するものであるため、購入、修理の際には、障がいに適合した補装具の支給に努めます。
地域生活支援事業	相談支援事業、コミュニケーション支援事業、移動支援、日常生活用具の給付など利用者の特性に応じて、きめ細やかな支援を行います。

（2）在宅サービスの充実

① 住居の確保

障がい者の安定した生活が継続できるよう、また施設等から在宅生活に移行できるよう、社会福祉法人等と連携を図りながら、グループホーム等の整備を検討し、障がい者のニーズの把握に努めます。

② 自立及び社会参加の促進

住み慣れた地域での自立生活を支援するため障がい福祉サービス等の充実を図るとともに、これらの情報提供に努めます。

また、障がい者が地域との交流や社会参加できるようコミュニケーション手段の確保、外出の為の移動支援等社会参加の支援に努めます。

③ 精神障がい者施策の充実

精神障がい者ができる限り地域での生活を可能にするため、関係機関との連携を図りながら地域生活移行を推進していきます。

精神障がい者本人やその家族のニーズに応じた多様な相談に対応できる体制を整えていきます。

④ 各種障がいへの対応

障がいの重度化、高齢化する障がい者及びその家族への対応について福祉サービスのあり方を検討していきます。

また、難病患者やその家族及び発達障がい者等に対し、地域での支援策のあり方について、検討していきます。

⑤ 経済的自立の支援

障がい者の経済的自立及び生活意欲の助長促進を図り、地域で自立した生活を確保するため、地域における安定した雇用・就労ができる環境づくりに努めています。

また、障がい者の年金や各種手当の周知を図ります。

(3) サービスの質の向上

質の高いサービスを確保するため、サービス提供事業者による自己評価を進めるとともに、第三者評価制度の周知を図ります。

また、サービスに対する苦情に対応できる体制の積極的な周知を図り、体制の円滑な利用を支援します。

(4) 人材の養成

障がい者やその家族のニーズに適切に対応できる人材の資質の向上を図るため、各種研修の受講を促すとともに、関係機関との連携による情報交換のできる体制の整備に努めます。

2. 保健・医療

現状と課題

障がいの原因となる疾病等を予防するため、各種健康診査等を充実する必要があります。また、障がい者の高齢化が進む中、生活習慣病予防や介護予防の充実が求められており、特に介護予防については、山辺町高齢者保健福祉計画との兼ね合いも考慮しながら、地域において保健、医療サービスを安心して受けられる体制づくりが必要です。

アンケートでは、半数以上が町外の病院を利用しておらず、町内に医療機関を整備することが優先して行うべきとの回答も多くみられます。また、日常生活のなかで一番心配なこととして自分や家族の健康のことが多く見られました。

基本方針と重点施策

障がいの早期支援のため、早期療育、適切な保健サービスの提供と医療、医学的リハビリテーション等の連携の充実が図られるよう努めます。

施策の展開

(1) 障がいの原因となる疾病的予防、治療

① 疾病等の予防と早期発見

妊産婦の健康教育、保健指導、妊婦検診、周産期医療機関との連携等の充実を図り、障がいの原因となる疾病等の予防・早期発見に努めます。

また、学校や地域における健康診査等へ積極的な受診を促し、健康管理を行うことで疾病の予防につなげるとともに、専門相談機関との連携の充実を図ります。

② 疾病等の治療

町内外における専門医療機関等との連携を図り、適切な治療が受けられるよう支援します。

③ 啓発及び人材育成

精神疾患、指定難病等の疾病について、町民に対する正しい知識の普及を図るとともに、健康相談等を行う職員の人材育成を行っていきます。

(2) 障がいに対する適切な保健・医療サービスの充実

① 障がい発見から早期対応

妊産婦、新生児及び乳幼児の健康診査、学校検診等の適切な実施及びこれ

らの機会の活用を図り、障がいの早期発見に努めます。
また、健康診査等において障がい等の疑いがある場合は、専門機関を紹介するなど、早期対応に努めます。

② 障がいに対する医療、医学的リハビリテーション

障がいの軽減が期待される治療療育やリハビリテーションについて、身近な地域で必要な治療等が受けられるよう充実を図ります。

③ 障がい者に対する適切な保健サービス

障がい者の健康の保持増進のため、福祉サービスと連携しながら、保健サービス提供の充実を図ります。

④ 保健、医療サービス等に関する適切な情報提供

保健、医療サービス等の提供事業者や各種行政サービス等に関する情報を障がい者が入手しやすいよう、情報提供体制の充実を図ります。

(3) 精神保健医療施策の推進

① 心の健康づくり

精神障がい者一人ひとりに寄り添った心の健康に関する相談、カウンセリング等の提供機会の充実を図ります。

② 精神疾患の早期発見・早期治療

地域における健康相談等の充実を図ることにより、精神疾患の早期発見・早期治療が行えるよう取組みます。

③ 地域移行の推進

入院からの早期退院、地域移行を推進し、精神障がい者が地域で生活できるよう訪問支援や、地域移行支援事業の充実を図ります。

④ 差別や偏見の解消

精神障がい者に対する差別や偏見の解消、社会参加の促進を図るため、精神疾患に対する正しい知識の普及、啓発に努めます。

⑤ 専門職種の養成

地域の保健、医療、福祉事業従事者との連携を図り、障がいの原因となる疾病等の予防から福祉施策まで適切に提供できる体制を整備するため、専門職員の資質の向上に努めます。

3. 生活環境

現状と課題

障がい者の社会参加に対する理解と、地域において安心して生活し、住み慣れた地域の中で自己決定と自己選択に基づき社会参加できる環境づくりが求められています。

アンケートでは、地域で自立した生活を送っていくうえで、外出するための交通手段の重要性を指摘する回答が多くみられ、本町における公共交通機関の利便性の問題やバリアフリーのさらなる推進が必要であるとの回答が多数ありました。

基本方針と重点施策

障がい者が安全に安心して生活し、社会参加できるよう、住宅、建築物、公共交通機関、歩行空間等のバリアフリー化を推進するとともに、公共交通機関の利便性を向上させるために関係機関と協力していきます。

施策の展開

(1) バリアフリー化の推進

① 住宅のバリアフリー化の推進

障がい特性やニーズに対応した適切な整備、仕様を有するバリアフリー住宅に関する情報提供等を行うとともに、住宅のバリアフリー化の推進に努めます。

② 建築物のバリアフリー化の推進

公共施設について「山形県みんなにやさしいまちづくり条例」や「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(以下、「バリアフリー法」という。) 等により、高齢者や障がい者をはじめ、すべての人が円滑に利用できるよう、バリアフリー化を推進します。

③ 公共交通機関、歩行空間等のバリアフリー化の推進

バリアフリー法に基づき、旅客施設、駐車場、及び車両等のバリアフリー化を推進するよう関係機関に働きかけていきます。

(2) 安全な交通の確保及び公共交通の利用促進

障がいの特性に配慮した、見やすく分かりやすい標識、表示の整備が図れるよう関係機関に働きかけ、障がい者が安全に公共交通機関を利用できるよう支援していきます。また、利便性を向上させるために、関係機関と協力していきます。

4. 教育・育成

現状と課題

障がいの種類や程度等に対応するため、乳幼児期から一貫して計画的に教育や療育を行うことが必要です。

また、障がいのある児童生徒一人ひとりの発達や能力に合った適切な教育、指導ができるよう教育方法の改善や充実を図っていく必要があります。

アンケートでは、幼児から支援できる教育体制の整備の重要性を指摘する回答が、年代を問わず見られました。

基本方針と重点施策

障がいのある児童生徒一人ひとりのニーズに応じて、きめ細かな支援を行うために乳幼児期から学校卒業後まで計画的に、教育や療育を行えるよう支援します。

施策の展開

(1) 相談体制の構築

① 相談体制の整備

就学時に適切な教育が受けられるよう保護者等に対する相談体制の充実に努めます。

また、成長段階に応じた相談、指導が行えるよう、相談支援体制の構築に努めます。

② 療育体制の整備

町内の保育所及び小規模保育施設において、障がいのある児童の保育事業を円滑に実施することができるよう人材の育成、設備の整備等に努めます。また、就学前保育施設等において障がいのある児童の積極的な受入れがなされるよう働きかけていきます。

③ 教育環境の充実

障がいのある児童生徒の状態を把握するとともに、設備の改善を図り、快適に学校生活を送ることができるよう努めます。

(2) 専門機関の機能の充実

障がいの重度化、重複化、ニーズの多様化の状況を踏まえ、地域での教育、療育機関の機能の充実に努めます。

（3）指導力向上の推進

障がいのある児童生徒一人ひとりのニーズにきめ細かな対応ができるよう、専門職員の教育、療育、相談等に対する専門性や指導力の向上を図ります。

（4）社会的、職業的自立の促進

障がいのある児童生徒が将来社会的、職業的自立をするため、教育、福祉、医療、労働等の幅広い観点から適切な支援を行う必要があり、個別の支援計画の策定など、一人ひとりのニーズに応じた支援体制の構築に努めます。

（5）施設のバリアフリー化の推進

教育、療育施設は、障がいの有無に関わらず様々な人が利用する公共的な施設であることから、施設のバリアフリー化を推進します。

（6）スポーツ、文化芸術活動の振興

障がい者自身の体力や障がいに応じたスポーツ・文化活動が行えるよう、環境整備に努めます。

（7）家族支援の推進

① 障がい受容支援

相談機関と連携し、精神的ケアを行い親等の障がい受容を支援します。

② 家族等交流促進

障がい理解を深めるとともに家族間の交流を促進します。

③ 短期入所サービスや日中一時支援サービスの推進

家族介護の負担軽減のため、短期入所サービスや日中一時支援サービスによる支援の充実を図ります。

5. 雇用・就労

現状と課題

障がい者が自立した生活を送るために、経済的基盤の確立が重要であることから、障がい者雇用の促進に努めていくことが必要です。

アンケートでは、働く場所の重要性、特に居住場所の近くにあることが必要との回答が多く見られました。

基本方針と重点施策

働く意欲と能力のある障がい者が企業等で就労できるよう、公共職業安定所（ハローワーク）等と連携し、雇用、就労を支援します。

施策の展開

（1）障がい者の雇用の場の拡充

① 障害者雇用率制度の活用

障害者雇用率制度は障がい者の雇用促進策の根幹であることから、行政はもとより町内企業への障がい者雇用を働きかけます。

また、平成30年4月より、障害者雇用率に精神障がい者も算定基礎となったことにより、障がい者雇用の一層の促進を図ります。

② 障がい者の雇用、就業形態の推進

短時間雇用、在宅就業等の普及は、障がい者がその能力や特性に応じて働くための機会の増大につながることから、関係機関との連携により必要な支援、環境づくりを推進します。

③ 就労の場の整備

障がい者の就労促進を図るため、障がい者の能力や適性に応じた職業訓練の制度を活用し、就職率の向上に努めます。

（2）総合的な支援策の推進

① 職業リハビリテーションの推進

障がい者に対して職業指導、職業訓練、職業紹介等、障害者雇用促進法に定める職業リハビリテーションの推進、障害者雇用率制度、障害者雇用納付金制度などにより雇用を促進し、職業生活における総合的な支援を推進します。

② 雇用への移行を進める支援策の充実

職場体験やトライアル雇用を促進するとともに、事業主に障がい者雇用の理解を深め常用雇用へと移行できるよう働きかけていきます。

③ 障がい者の職業能力開発の充実

障がい者の雇用促進と職業的自立を図るため、就業に必要な知識や資格の習得、事業所での実践的な能力を身につける学習等、県の関係機関や高等産業技術学校等との連携を図り支援していきます。

④ 雇用の場における障がい者の人権擁護

職場等において雇用差別など障がいを理由とした人権侵害を受けることのないよう、関係機関等と連携し、啓発、広報、相談体制の充実を図ります。

⑤ 「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」に基づき、障がい者就労施設の提供物品、サービス等の優先購入を推進するとともに、施設利用者における工賃の向上を支援していきます。

6. 啓発・広報

現状と課題

障がいの有無に関わらず、すべての人にとって平等で住みよい社会づくりを進めていくためには、町が障がい者に対する各種の施策を実施していくだけでなく、すべての人が、障がい及び障がい者に対する理解や認識を深め、偏見や差別のない社会にしていくことが必要です。

アンケートでは、福祉サービス等の情報については、町の広報紙や病院、サービスを行う事業所から得るとの回答が多数で、インターネットから得るもののが少ない状況でした。引き続き、様々な手段により周知を図る必要があります。また、約3分の1の回答が、日常生活のなかで差別や偏見を感じており、地域のなかで生活していくことに不安や心配を抱えている状況です。

基本方針と重点施策

障がいの有無にかかわらず、お互いに人格と個性を尊重し支え合う共生社会の構築を図るとともに、障がい及び障がい者に関する町民理解を促進するため、町民参加による啓発活動を積極的に進めています。

施策の展開

(1) 啓発・広報等活動の推進

① 情報提供の充実

広報紙やホームページ等の媒体を活用した最新情報の提供や、啓発・広報活動を推進します。

② 障がい者理解の充実

町民に障害者週間(12月3日～12月9日)等の理解を促すため、啓発・広報・公聴活動を推進します。

(2) 福祉教育等の推進

① 体験学習の推進

学校における学習の一環として福祉のこころを育て、福祉を実践する力を養うため、福祉に関する教育や障害の疑似体験活動等を通して障がい者への理解を推進します。

② 民生委員児童委員との連携

民生委員児童委員等は地域において福祉のこころの育成に大きな役割を

果たすことから、町が民生委員児童委員に対して、障がい者に関する研修の充実を図り、情報提供等に努めるとともに、民生委員児童委員活動に対しての支援に努めます。

③ 交流活動の推進

町民のボランティア意識の高揚を図るため、交流事業や啓発、広報活動の充実に努めます。

(3) 地域福祉活動の充実

① ボランティア活動の促進

町内各学校等におけるボランティア活動を促進するとともに、町民に対しても障がい者等を支援するボランティア活動への参加を促進します。

② 身近な助け合いの促進

地域において障がい者と近隣の人たちがあらゆる場面で助け合うシステムの構築について検討していきます。

③ 地域福祉活動推進体制の整備

行政をはじめ、障がい者団体、ボランティア団体等による地域福祉活動推進体制の構築について検討していきます。

(4) 心のバリアフリー化の推進

障がい者に対する差別や偏見など心に潜む見えない壁を取り除くとともに、障がい者が困っている時に何気ない「一声」がかけられるよう、心のバリアフリー化を推進します。

7. 情報・コミュニケーション

現状と課題

近年のＩＴの発達は、障がい者の情報収集や職域の拡大、社会参加の促進などに期待されています。

その反面、障がい者によるＩＴの利用や習得する機会が不十分なことから、情報格差が生じないようにすることが必要です。

アンケートでは、インターネットから情報を得るという回答が広報紙や事業所からの情報取得に比べ少ない傾向にあります。情報化の発達に伴い、主に用いられるインターネットによる情報取得を推進する必要があります。

基本方針と重点施策

障がいの有無に関係なく、パソコンやインターネットの利用機会が提供できるよう、情報のバリアフリー化の推進に努めます。

施策の展開

(1) 情報提供の充実

障がい者が各種サービス等、生活に必要な情報を入手しやすい環境を整えるため、ホームページ等の媒体の充実及び関係機関における相談、情報提供機能の充実を図ります。また、必要な情報については障がい特性に配慮した情報提供に努めるとともに、ＩＴを利用した社会参加を推進していくために、関係機関と連携していきます。

(2) コミュニケーション支援体制の充実

聴覚障がい者のコミュニケーションを支援する手話通訳等、必要に応じて障がい者のコミュニケーション支援ができる人材の派遣を推進します。

8. 安全・安心

現状と課題

平成23年3月11日に発生した東日本大震災以降、防災意識の高揚が身近に感じられるようになりました。迅速な情報の伝達と安全な避難が、引き続き重要となります。障がいの有無に関わらず、地域の支えあいで安全に安心して生活できることが求められています。

アンケートでは、災害時にどのように避難してよいかわからないとの回答が一定数あり、災害時要支援者避難支援制度を知らないとの回答は半数以上にのぼります。今後は関係機関と協力し、より一層の周知を図る必要があります。また、半数近くが成年後見制度について知らないと回答しています。

基本方針と重点施策

災害発生、または災害のおそれがある場合に、障がいの特性に応じた情報伝達を図るとともに、障がい者に対する適切な避難支援ができるよう体制の整備を推進していきます。

施策の展開

(1) 避難行動要支援者名簿の整備

「災害対策基本法」において規定されている、避難行動要支援者名簿を整備することにより、個人情報の取扱いに十分注意しながら、関係機関において地域における支援および配慮をする対象者を把握し、お互いに情報を共有することにより、迅速な避難を目指します。また、民生委員児童委員の協力を得ながら、山辺町災害時要支援者避難支援制度の周知を図ります。

(2) 情報伝達における配慮

避難を要する場合に、障がい者に対して適切に情報を伝達できるよう、様々な情報伝達手段の整備を図っていきます。

(3) 避難所における配慮

避難所において、個々の障がい特性に応じて適切な支援を行えるよう避難所運営を検討していきます。

(4) 消費者トラブルの防止

消費者トラブルの防止として、障がい者及び家族等関係者に対して啓発を行うとともに、消費生活相談センターや成年後見制度等の利用促進や法テラス等関係機関との協力体制を図ります。

9. 差別解消・権利擁護

現状と課題

すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現していかなければなりません。差別を解消し、障がい者の権利を擁護していくために関係法令の遵守、広報啓発を行っていく必要があります。

アンケートでは、先にも触れたように、約3分の1の回答が、日常生活のなかで差別や偏見を感じており、地域のなかで生活していくことに不安や心配を抱えている状況です。自由記述でも、生活するうえで差別や偏見を感じているとの回答が多くあります。また、雇用に関しても、職場での差別の解消が重要だと感じている回答も見られました。

基本方針と重点施策

平成28年4月から施行された「障害者差別解消法」をはじめ、関係する法令に基づき、何人も障がいの有無によって差別されることなく、相互に人格と個性を尊重しながら共生できる社会の実現を目指します。

施策の展開

(1) 差別解消の推進

障がいの有無に関わりなく、相互に尊重し合いながら共生社会を実現していくためには、差別の解消が基本となります。「障害者差別解消法」の遵守を図り、差別の解消の推進を行います。

(2) 雇用分野における差別の解消

雇用分野における障がい者に対する差別の禁止、合理的配慮が規定された「障害者雇用促進法」に基づき、働く環境の改善、障がい者の雇用機会の確保を推進していきます。

(3) 権利擁護の推進

障がい者の権利を擁護する観点から、成年後見制度等の利用促進を図るとともに、障がい者の尊厳と人格を擁護するため「障害者虐待防止法」の広報、啓発を推進します。

(4) 行政サービス等の充実

職員に対する障がい及び障がい者に関する理解を促進し、窓口等における配慮を推進していきます。

第4章 計画の推進体制

1. 推進体制の整備

本計画に掲げた理念を具現化し、様々な施策を効率的に推進するために、関係機関等との連携を強化するとともに、行政の枠にとらわれず、関係する組織との連携を図り、計画の推進体制を整備することとします。

2. 進行管理

本計画を推進していくために、「山辺町地域自立支援協議会」において、計画の具体化に向けた協議や調整を行うとともに、進捗状況についての把握とその点検を行います。

3. 計画の期間

「障がい者計画」の期間は、令和5年度からの5カ年間とします。

ただし、本計画期間中に、国および県等の関係計画において、大幅な見直しが行われた場合は、適宜本計画の見直しを検討することとします。

第5章 資料編

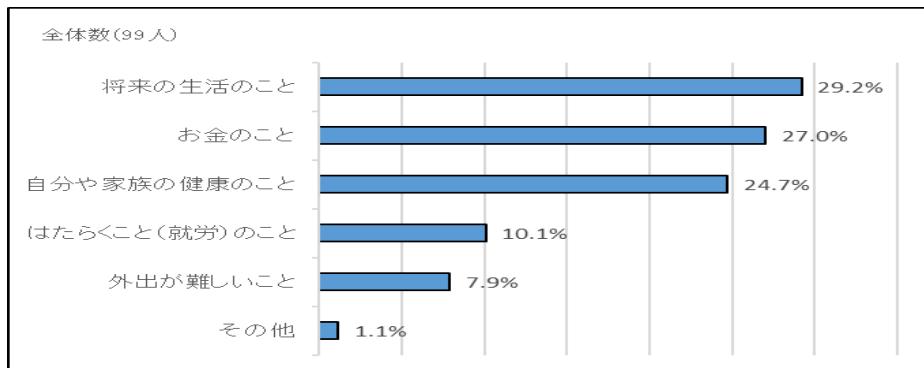
令和4年9月に、障がい者計画の策定に向けての基礎資料とするため、アンケートを実施しました。その概要については、以下のとおりとなっております。

項目	内容
調査対象者	18歳以上の身体、療育、精神のいずれかの手帳をお持ちの方
抽出法	無作為抽出
調査方法	郵便による回答
配布数	150
有効回答数	89
有効回答率	59.3%

○有効回答者内訳

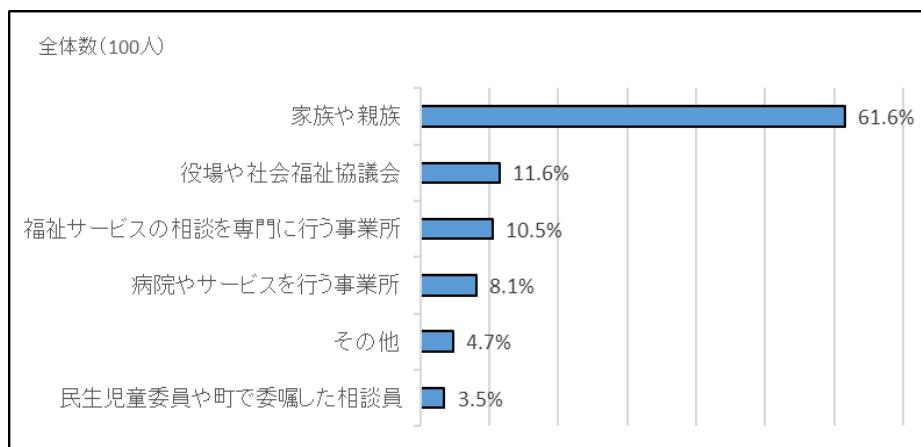
男女別	男性 49人 女性 40人
年齢別	65歳以上 41人 65歳未満 48人
障がい別 (複数所持含む)	身体障害者手帳 71人 療育手帳 7人 精神障害者保健福祉手帳 11人

○日常生活を送るなかで、一番心配なことは何ですか。



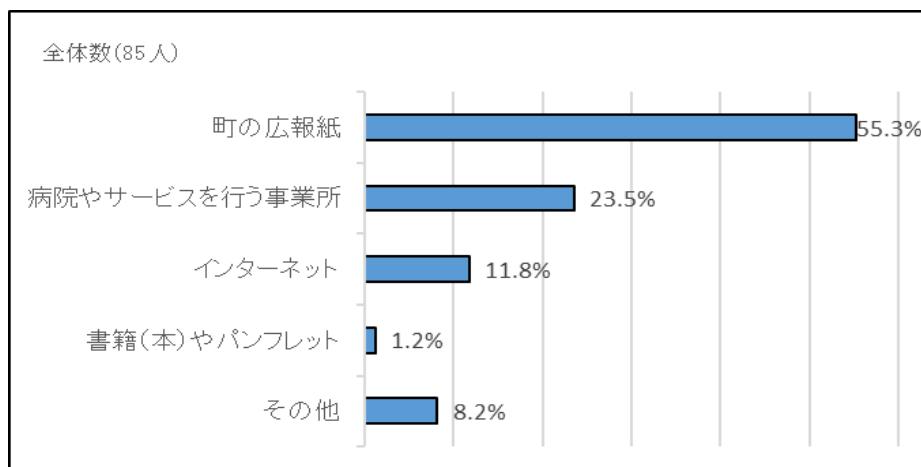
※他の主な内容：特に心配不安はない など

○生活のことや福祉サービスのことを主に相談する相手は誰ですか。



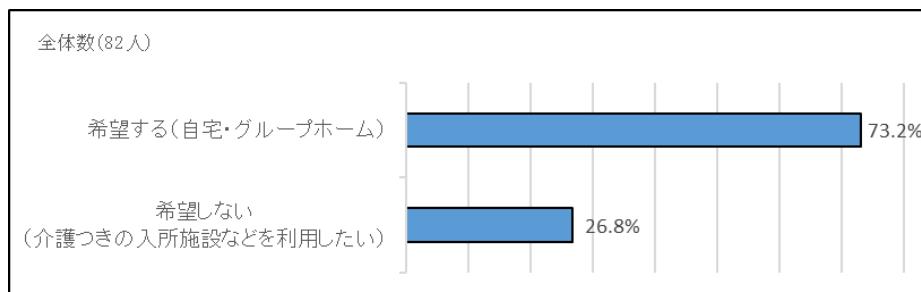
※他の主な内容：相談を必要としない、又は相談する相手がない など

○福祉サービスなどの情報について、どのようなものから知ることが多いですか。



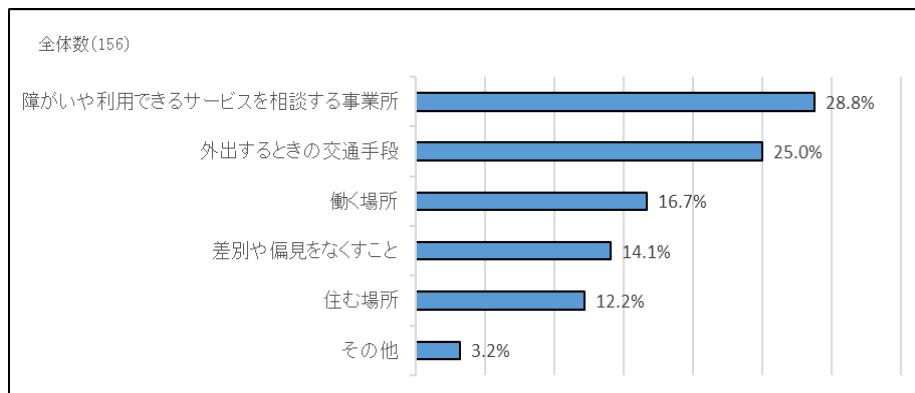
※他の主な内容：友人 など

○将来あなた（又は障がいをお持ちのご家族）が生活していく中で、自宅やグループホームでの自立した生活を希望しますか。



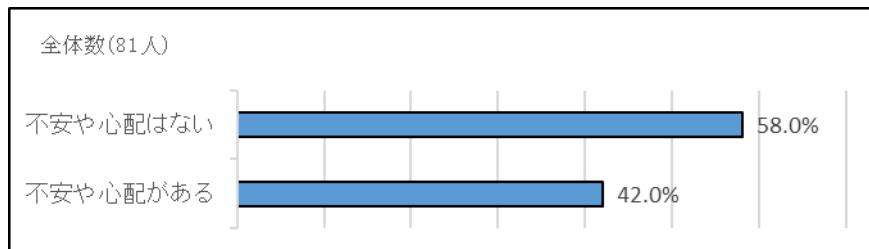
○

地域で自立して生活していくために重要なことは何ですか。（複数回答可）

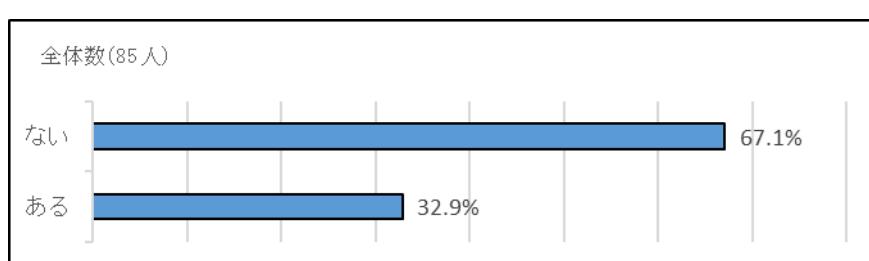


※他の主な内容：経済的・金銭的な支援 など

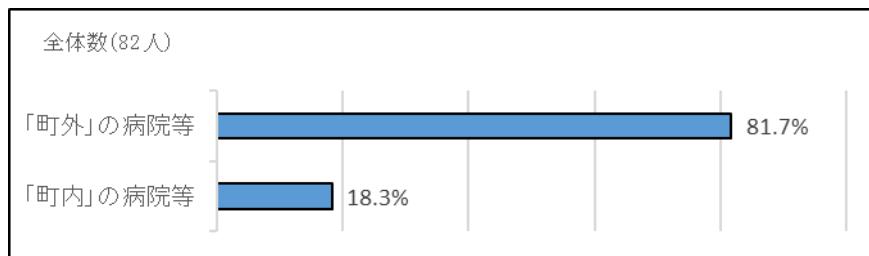
○地域で障がいをお持ちの方とない方が、共に生活していく場合に不安や心配はありますか。



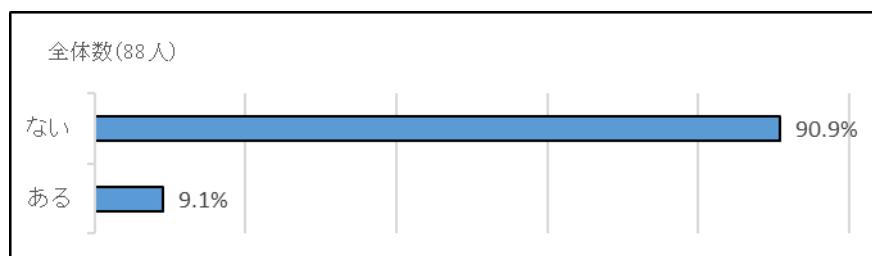
○日常生活のなかで、差別や偏見を感じることはありますか。



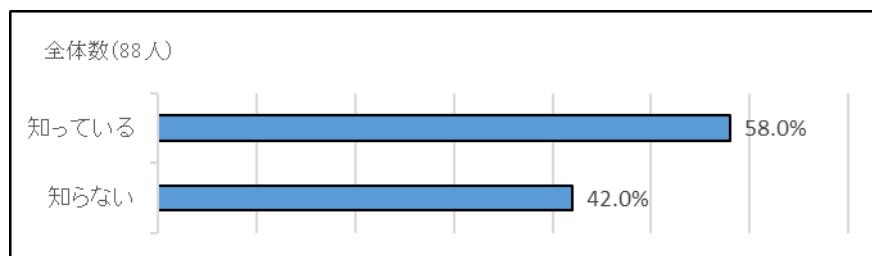
○障がいに対するリハビリテーションや生活習慣病の予防は主にどこで行っていますか。



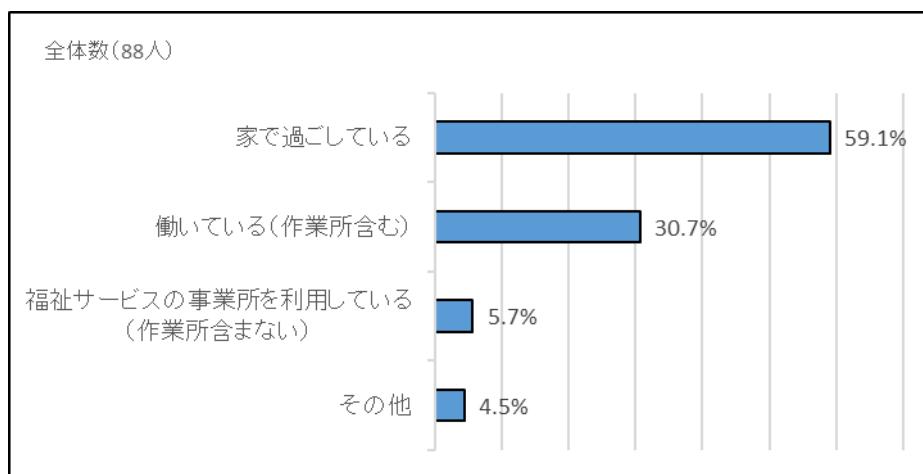
○あなたは、悪質な訪問勧誘などで被害にあったことはありますか。



○成年後見制度を知っていますか。

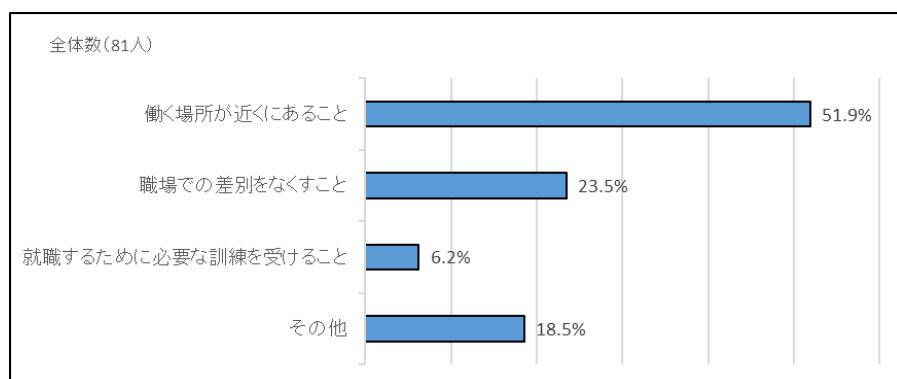


○日中の過ごし方は、主にどのようにされていますか。



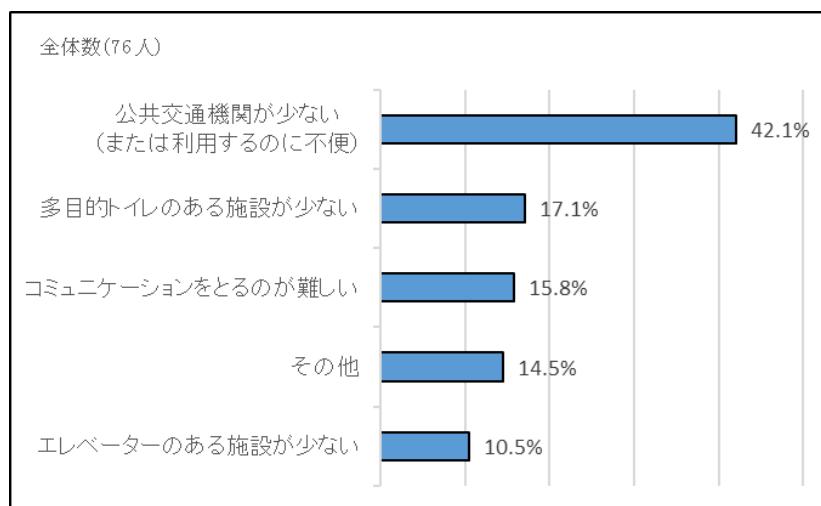
※他の主な内容：病院 など

○働くうえで重要なことは何ですか。



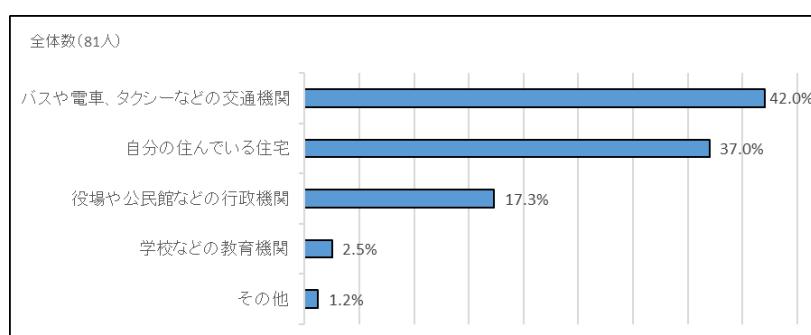
他の主な内容：職場の方の理解、人間関係 など

○外出するときに困ることは何ですか。

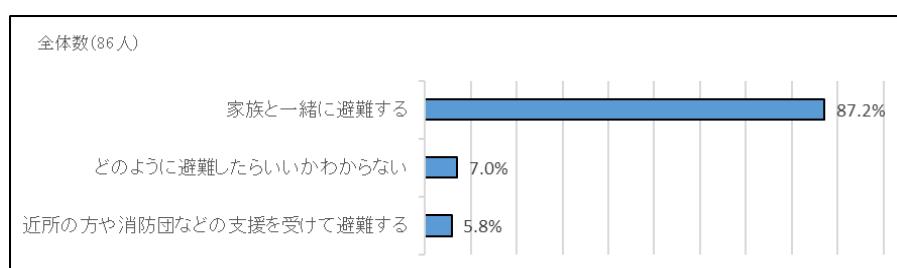


その他の主な内容：タクシーの代金が高い など

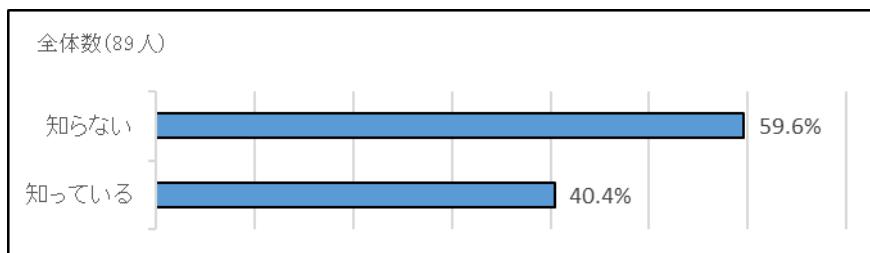
○バリアフリーが特に必要であると思うところはどこですか。



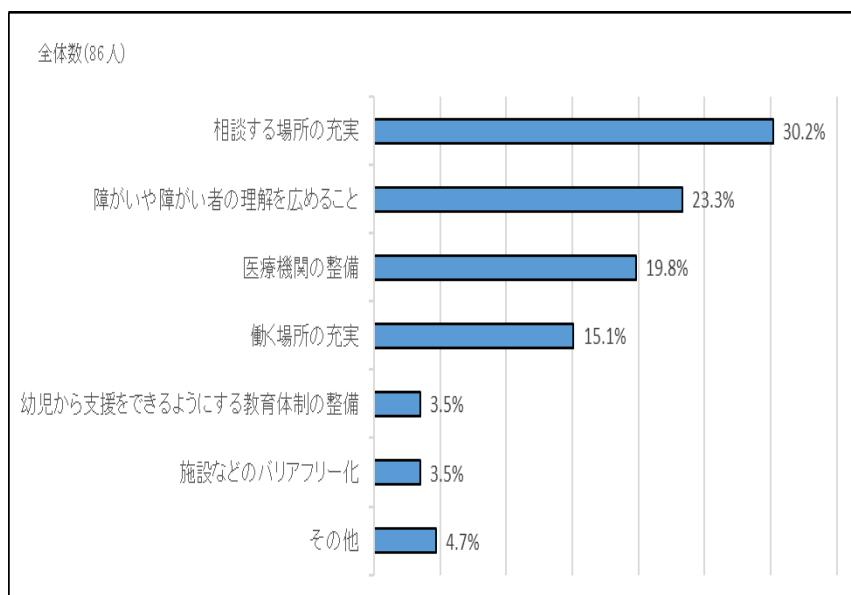
○地震などの災害時に自宅にいる場合、どのようにして避難しますか。



○山辺町災害時要支援者避難支援制度を知っていますか。



○山辺町の障がい福祉について、優先して行わなければならないことは何だと思いますか。



※その他の主な内容：いろいろなサービスを受けられるようにしてほしいなど

第3次山辺町障がい者計画

令和5年3月

発行／山形県山辺町 保健福祉課
山形県東村山郡山辺町緑ヶ丘5番地
TEL(023)667-1107
FAX(023)667-1108